

賃金の構成について

常勤職員及び短時間勤務職員の賃金の構成は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 役付手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 保育手当
- (5) 定額時間外手当
- (6) 調整手当
- (7) 処遇改善手当
- (8) 資格手当
- (9) 通勤手当
- (10) 業績手当
- (11) 奨励手当
- (12) 時間外割増賃金